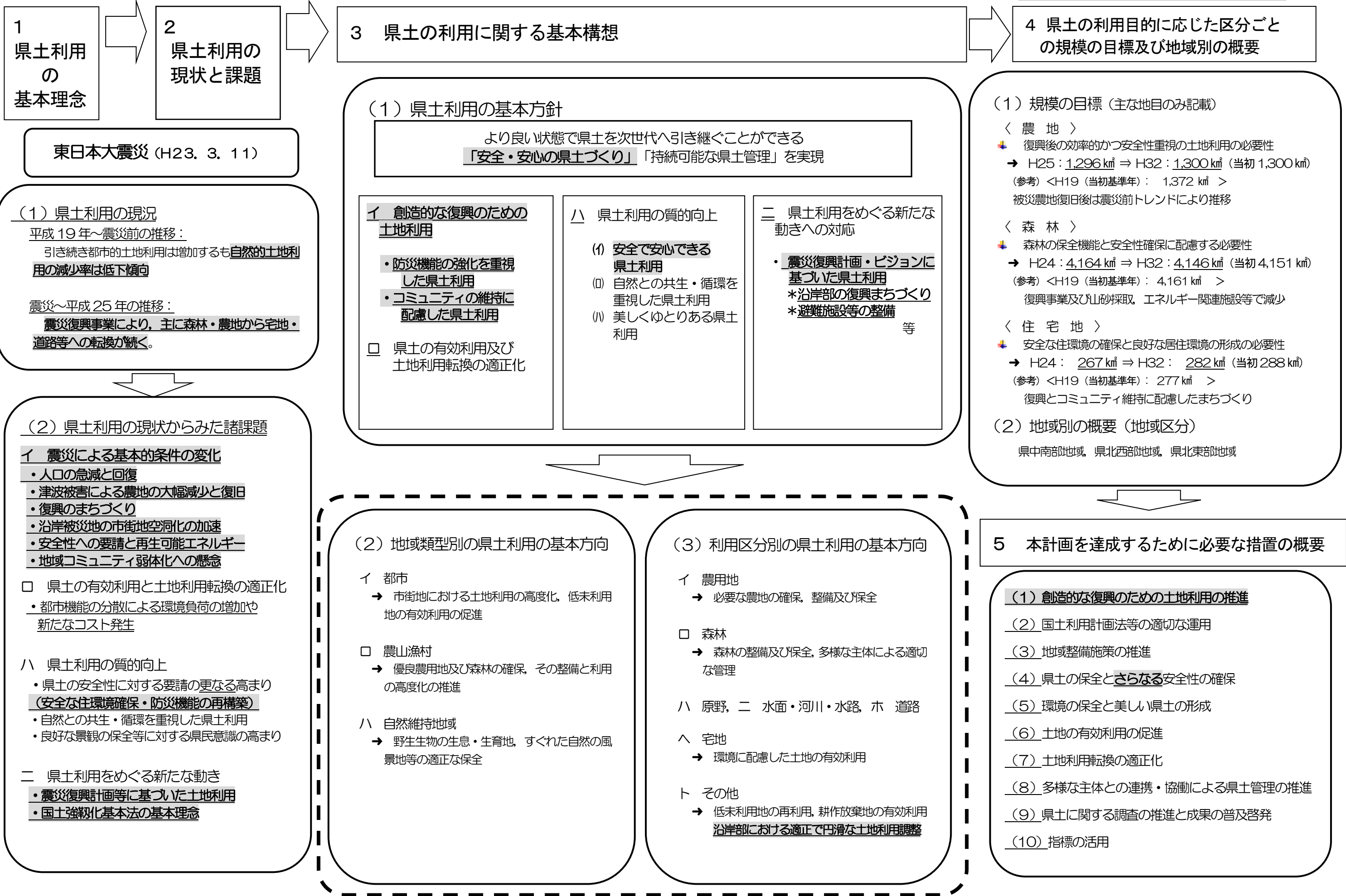


宮城県国土利用計画（第五次）見直し素案の概要

【凡例】 下線：第五次計画（現行）と見直し案との内容変更箇所／太字：新規又は内容の変更（拡充）

【当初基準年：平成19年、**今回基準年：平成24年**、目標年：平成32年】



1 県土利用の基本理念

2 県土利用の現状と課題

3 県土の利用に関する基本構想

4 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

(1) 規模の目標（主な地目のみ記載）

＜農地＞

- 復興後の効率的かつ安全性重視の土地利用の必要性
- H25：1,296 km² ⇒ H32：1,300 km²（当初1,300 km²）
- （参考）＜H19（当初基準年）：1,372 km²＞
- 被災農地復旧後は震災前トレンドにより推移

＜森林＞

- 森林の保全機能と安全性確保に配慮する必要性
- H24：4,164 km² ⇒ H32：4,146 km²（当初4,151 km²）
- （参考）＜H19（当初基準年）：4,161 km²＞
- 復興事業及び山砂採取、エネルギー関連施設等で減少

＜住宅地＞

- 安全な住環境の確保と良好な居住環境の形成の必要性
- H24：267 km² ⇒ H32：282 km²（当初288 km²）
- （参考）＜H19（当初基準年）：277 km²＞
- 復興とコミュニティ維持に配慮したまちづくり

(2) 地域別の概要（地域区分）

県中南部地域、県北西部地域、県北東部地域

(1) 県土利用の基本方針

より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐことができる
「安全・安心の県土づくり」「持続可能な県土管理」を実現

<p>イ 創造的な復興のための土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災機能の強化を重視した県土利用 コミュニティの維持に配慮した県土利用 <p>□ 県土の有効利用及び土地利用転換の適正化</p>	<p>ハ 県土利用の質的向上</p> <p>(イ) 安全で安心できる県土利用</p> <p>(ロ) 自然との共生・循環を重視した県土利用</p> <p>(ハ) 美しくゆとりある県土利用</p>	<p>ニ 県土利用をめぐる新たな動きへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災復興計画・ビジョンに基づいた県土利用 * 沿岸部の復興まちづくり * 避難施設等の整備 <p>等</p>
---	--	---

東日本大震災（H23. 3. 11）

(1) 県土利用の現況

平成19年～震災前の推移：
引き続き都市的土地利用は増加するも自然的土地利用の減少率は低下傾向

震災～平成25年の推移：
震災復興事業により、主に森林・農地から宅地・道路等への転換が続く。

(2) 県土利用の現状からみた諸課題

イ 震災による基本的条件の変化

- 人口の急減と回復
- 津波被害による農地の大幅減少と復旧
- 復興のまちづくり
- 沿岸被災地の市街地空洞化の加速
- 安全性への要請と再生可能エネルギー
- 地域コミュニティ弱体化への懸念

□ 県土の有効利用と土地利用転換の適正化

- 都市機能の分散による環境負荷の増加や新たなコスト発生

ハ 県土利用の質的向上

- 県土の安全性に対する要請の更なる高まり
- （安全な住環境確保・防災機能の再構築）
- 自然との共生・循環を重視した県土利用
- 良好な景観の保全等に対する県民意識の高まり

ニ 県土利用をめぐる新たな動き

- 震災復興計画等に基づいた土地利用
- 国土強靱化基本法の基本理念

(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

イ 都市

- 市街地における土地利用の高度化、低未利用地の有効利用の促進

□ 農山漁村

- 優良農用地及び森林の確保、その整備と利用の高度化の推進

ハ 自然維持地域

- 野生生物の生息・生育地、すぐれた自然の風景地等の適正な保全

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向

イ 農用地

- 必要な農地の確保、整備及び保全

□ 森林

- 森林の整備及び保全、多様な主体による適切な管理

ハ 原野、ニ 水面・河川・水路、ホ 道路

ヘ 宅地

- 環境に配慮した土地の有効利用

ト その他

- 低未利用地の再利用、耕作放棄地の有効利用
- 沿岸部における適正で円滑な土地利用調整

5 本計画を達成するために必要な措置の概要

- (1) 創造的な復興のための土地利用の推進
- (2) 国土利用計画法等の適切な運用
- (3) 地域整備施策の推進
- (4) 県土の保全とさらなる安全性の確保
- (5) 環境の保全と美しい県土の形成
- (6) 土地の有効利用の促進
- (7) 土地利用転換の適正化
- (8) 多様な主体との連携・協働による県土管理の推進
- (9) 県土に関する調査の推進と成果の普及啓発
- (10) 指標の活用